大和市監查委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を 次のとおり公表する。

令和2年4月27日

大和市監査委員 木 原 英 和 大和市監査委員 古 谷 田 カ

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による 監査(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監 査 対 象 市長室
- 3 監查対象期間 平成31年4月~令和2年3月
- 4 監査年月日 令和2年4月27日
- 5 監査の方法 この監査は、市長室(秘書総務課、広報広聴課、基地対策課、 危機管理課)において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関す る事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主 眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 財産管理に関する事務
  - (5)補助金交付に関する事務
  - (6) 備品管理に関する事務
  - (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 交際費の経理に関する事務
  - (10) 来庁者への記念品に関する事務
- 6 主な着眼点・予算執行が適正
  - ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
    - ・収入調定の時期及び金額は適正か
    - ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
    - ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
    - ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。